

知って得する 税の寺子屋

Q 私の子どもへの学費を祖父母に負担してもらいましたが、贈与税がかかりますか？



A 親から贈与を受けた「教育費」のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象とはなりません。

贈与税の課税対象とならない「教育費」は、教育費として必要な都度直接これらの用に充てるために贈与をうける必要がある点に注意が必要です。

都度直接支払ったことを証明するには、祖父母から学校等へ直接振り込むのが望ましく、父母からの支払いを条件にする場合はこれらの資料の保管が必要となります。

また、「教育費」とは、被扶養者(子や孫)の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限られません。

「通常必要と認められるもの」については、原則通り、贈与を受けた者(被扶養者)の需要と贈与をした者の資力その他の事業を勘案し、社会通念上適当と認められる範囲かどうかで課税対象か判断する必要があります。

したがって、数年間の教育費を一括して贈与を受けた場合にお

いて、その財産が生活費又は教育費に充てられずに預貯金となっている場合、株式や家屋の購入費用に充てられた場合等のように、その生活費又は教育費に充てられなかった部分については、贈与税の課税対象となります。ただし、「教育費」については、別途、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税(措法第70条の2の2)」が設けられています。

当事務所は神戸元町で開業以来45年以上の事務所、職員数は16名内税理士5名在籍です。私どもは、専門外の周辺業務にも素早く対応できる様に、弁護士・司法書士・社労士・行政書士・各種コンサルタントも 日頃から密接に連携しており、いわゆる“ワンストップサービス”を心がけています。個人・法人の幅広い業種等に対応し、医業等の業種や事業承継・相続等の業務に強みがあり定型の対応でなく顧客に寄り添う細やかな対応が特色です。



鳩合同会計事務所
飯塚 敏勝氏
(近畿税理士会所属)

<https://www.cpa-hato.jp/>

税理士法人 鳩合同会計事務所
所長 飯塚 敏勝 / 副所長 藤田 和久
神戸市中央区北長狭通4丁目4-18
富士信ビル 3階 ●近畿税理士会所属

☎078-391-1911

高見税務会計事務所

代表税理士 高見 悟
神戸市灘区深田町4-1-1 ウェルブ六甲道2番街3階
(JR「六甲道」駅南スグ) ●近畿税理士会所属

☎078-821-6433

<http://www.molita.jp/>

税理士法人 森田事務所
代表税理士 森田 茂伸
神戸市中央区加納町4-4-17
ニッセイ三宮ビル6階 ●近畿税理士会所属

☎078-393-2887

<http://www.miyamoto-tax.or.jp/>

税理士法人 宮本事務所
代表税理士 水田 裕子
神戸市中央区二宮町4丁目4番1号 ●近畿税理士会所属

☎078-242-7143